

松伏町配偶者等からの暴力防止及び 被害者支援に関する基本計画



平成23年3月

松 伏 町

はじめに

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、重大な人権侵害であり、精神的にも被害者を苦しめる犯罪行為です。外部から発見しにくい家庭内で行われるため潜在化しやすく、その影響はパートナーに限らず、子どもにも精神的に悪影響を与え、深刻な児童虐待につながるケースが非常に多く発生しています。

また、最近の傾向として、恋人や交際中の若い男女間での「デートDV」が身近な問題となっており、早い段階での相談や支援が必要となってきています。

松伏町では、平成16年に「松伏町男女共同参画推進条例」を施行し、その中でDV被害者に対する一時保護、自立支援を行政の役割と位置づけ、実施計画に当たる「まつぶしコミュニケーションプラン」では、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を主要課題とし、解決に向け取り組んでまいりました。

そして、平成19年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部が改正され、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の策定が市町村の努力義務となったことから、松伏町においても、本年3月4つの基本目標からなる「松伏町配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

今後、この基本計画に基づき、これまで以上にDV防止及び被害者支援を実施してまいります。

終わりに、この基本計画の作成にご尽力いただき、アンケート調査でご協力頂いた、多くの町民の皆様、男女共同参画推進委員の皆様、貴重なアドバイスをいただいた埼玉県各部門の皆様に心からお礼申し上げます。

平成23年3月

松伏町長 會 田 重 雄

目 次

第1	計画のねらい	1
1	計画策定の趣旨	1
2	町基本計画の役割	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2
5	基本目標	2
第2	配偶者等からの暴力を取り巻く町の現状	3
1	取り組みの変遷	3
2	被害者への支援の取り組み状況	3
第3	計画の内容	5
1	施策体系	5
2	具体的な取り組み	6
	基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進	6
	基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実	9
	基本目標Ⅲ 被害者の安全確保と支援体制の充実	11
	基本目標Ⅳ 関係機関等との連携協力	16
	参考資料	18
	○町が実施したアンケート調査の状況	19
	○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	25